

議案第 38 号

東郷町使用料及び手数料条例の一部改正について

東郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 7 月 1 日 提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、介護予防支援事業者の指定の申請等に対し手数料を徴収するため必要があるからである。

東郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

東郷町使用料及び手数料条例（昭和４９年東郷町条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第２介護保険法第１１５条の２１において準用する同法第７０条の２の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に係る手数料の項の次に次の２項を加える。

介護保険法第１１５条の２２の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に係る手数料	１件につき	３０，０００	申請のとき	同一の事業所において一体的に同種の指定居宅介護支援事業者の指定又は指定の更新の申請が同時に行われた場合を除く。
介護保険法第１１５条の１１において準用する同法第７０条の２の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に係る手数料	１件につき	１０，０００	申請のとき	同一の事業所において一体的に同種の指定居宅介護支援事業者の指定又は指定の更新の申請が同時に行われた場合を除く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

介護予防支援事業者の指定の申請及び指定の更新の申請に対し手数料を徴収するため必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 介護予防支援事業者の指定の申請に係る手数料を 30,000 円とすること。
。（別表第 2 関係）
- (2) 介護予防支援事業者の指定の更新の申請に係る手数料を 10,000 円とすること。
。（別表第 2 関係）

3 施行期日

公布の日から施行すること。